

平成 14 年 12 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 精工技研
代表者名 代表取締役社長 上野昌利
(コード番号 6834)
問合せ先 経営企画室 斎藤祐司
(TEL . 047 - 388 - 6401)

ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

当社は、平成 14 年 12 月 12 日開催の取締役会において商法第 280 条ノ 20、第 280 条ノ 21 および定時株主総会の決議に基づき、発行する新株予約権の具体的な内容を、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 56,700 株

(2) 新株予約権の総数

567 個

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は 100 株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 各新株予約権の発行価額および発行日

各新株予約権は無償で発行するものとし、発行日は平成 14 年 12 月 19 日とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

平成 14 年 12 月 19 日に確定する。

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格(以下「最終価格」という。)の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の最終価格を下回る場合は、当該最終価格を行使価額とする。

(5) 行使価額の調整

当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使、および「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成15年7月1日から平成24年6月20日まで

(7) 新株予約権の消却事由および条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の行使により発行または移転される当社普通株式の総額

平成14年12月19日に確定する。

(10) 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の発行価額中資本に組み入れる額

平成14年12月19日に確定する。

(11) 申込の勧誘の相手方の人数およびその内訳

当社及び当社子会社の使用人合計224名に割当する。

2. 新株予約権割当の要領

新株予約権の割当に際して、新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す「新株予約権割当契約」を新株予約権の割当を受ける者との間で締結するものとする。

(ご参考)

- | | |
|------------------------|------------|
| 1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成14年5月17日 |
| 2. 定時株主総会の決議日 | 平成14年6月20日 |

以上